

平成 30 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 専務取締役 菊井 聡
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 9 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正の可能性に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、会計監査人が、平成 30 年 11 月期第 2 四半期レビューの過程で検出された不動産総合ソリューション事業におけるグループ会社間での資金支出を端緒として、平成 29 年 11 月期における他社に対する不動産売買等の現状確認をしたところ、当社又は当社子会社が関わる同不動産売買及び不動産フランチャイズ権利販売において、会計上疑義のある複数の取引が存在し、かつ、当該取引に弊社代表取締役及びその他の取締役が関与している可能性が高いことが判明いたしました。

当社といたしましては、本件に関し、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要と判断し、下記のとおり、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することを本日開催の取締役会において決議いたしました。

記

1. 第三者委員会設置の趣旨

当社は、社外の有識者により構成された第三者委員会により、調査を実施いたします。

2. 第三者委員会の目的

- ① 当社の不動産総合ソリューション事業における不動産売買及び不動産フランチャイズ権利販売について、監査法人から指摘を受けた取引に係る当社役職員等に対するヒアリング、資料に基づく事実関係の調査・解明
- ② 上記①の事実関係の調査結果に基づき、平成 29 年 11 月期における会計処理の訂正の要否、及び平成 29 年 11 月期の会計処理の訂正が必要となる場合、その範囲・影響額の確認
- ③ 当社役職員等に対するヒアリング及び資料の検討に基づく、不動産総合ソリューション事業における、上記①以外の不透明取引の有無に係る調査
- ④ 当社役職員等に対するヒアリング及び資料の検討に基づく、各不透明取引発生の原因究明、責任の所在の明確化及び再発防止策に関する提言

3. 第三者委員会の構成（敬称略、順不同）

委員長	佐藤 明夫 (弁護士)	平成 9 年 4 月 平成 15 年 3 月 平成 20 年 3 月 平成 20 年 12 月 平成 25 年 4 月 平成 29 年 7 月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 佐藤総合法律事務所 開設 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役（現任） GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役（現任） 慶應義塾大学ビジネス・スクール 非常勤講師（現任） 株式会社 U-NEXT（現株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS）社外取締役（現任）
委員	安田 博延 (弁護士)	昭和 53 年 4 月 平成 21 年 1 月 平成 22 年 6 月 平成 22 年 10 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 5 月 平成 25 年 6 月 平成 27 年 6 月 平成 28 年 6 月 平成 29 年 1 月	東京地方検察庁検事 山口地方検察庁検事正 最高検察庁検事 弁護士登録（第一東京弁護士会） 公益財団法人アジア刑政財団 審議役（現任） 千葉県コンプライアンス委員会 委員（現任） アステラス製薬株式会社社外取締役 株式会社リミックスポイント社外取締役・監査等委員（現任） タカタ株式会社 社外監査役 平河町法律事務所開設
委員	鳥羽 史郎 (公認会計士)	平成元年 10 月 平成 3 年 7 月 平成 5 年 3 月 平成 6 年 1 月 平成 9 年 1 月 平成 14 年 5 月 平成 17 年 1 月 平成 17 年 5 月	中央新光監査法人（旧みずぎ監査法人）入所 中央クーパーズ・アンド・ライブラント国際税務事務所（現税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ）入所 公認会計士登録 中央監査法人（みずぎ監査法人）入所 鳥羽公認会計士事務所開設（現任） 税理士登録 株式会社みのり会計設立 代表取締役就任（現任） ケネディクス不動産投資法人（現ケネディクス・オフィス投資法人） 監督役員（現任）

※ 第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日公表、同年 12 月 17 日改訂）」に沿って選定しており、各委員は当社との利害関係を有しておらず、本委員会の独立性を阻害する要因はありません。

4. 今後の対応について

第三者委員会から、平成 30 年 7 月 10 日に調査を開始し、事実関係の確認に関する調査報告及び会計処理訂正の必要有無とその範囲・影響額の調査報告については、平成 30 年 8 月 10 日を目処に、又、事実関係の確認を踏まえた責任の所在等その他の報告について平成 30 年 9 月中旬を目処に行うとの報告を受けております。

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。

第三者委員会による調査の結果につきましては、関係者のプライバシー等にも配慮しつつ速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけ
いたしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上